資料

雇児母発1221第1号 平成21年12月21日

各 都道府県 政 令 市 特 別 区

母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等·児童家庭局母子保健課長

母子健康手帳の任意記載事項様式の改正について

標記について、母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)様式第3号(以下「省令様式」という。)以外の任意記載事項様式(50頁以降)について、別添の通り改めますので、貴管内市町村において、平成22年4月1日以降に交付する母子健康手帳にその内容を反映いただくようお願いします。なお、今回は省令様式について改正を行う予定はないことを、念のため申し添えます。

母子健康手帳(任意記載事項様式)の改正内容

50頁 「歯の健康診査、保健指導、予防措置」の記載を修正

53頁 「薬の影響について」に関する記載を追加

69頁 「月齢・年齢別で見る起こりやすい事故」について、火遊びによる死傷に関する記載を追加

72,73頁 スプーン等の使用についての記載を修正

75頁 市町村の栄養士などに相談することについての記載を追加

82頁 「産科医療補償制度」についての記載を追加

86頁 「児童委員」についての記載を追加

88頁 育児・介護休業法等の改正に伴う修正等

90頁 出産育児一時金等に関する問い合わせ先の一部修正

90頁 育児休業給付の給付率について、経過措置を当分の間延長したことに伴う修正

90頁 児童手当の廃止(見込み)に伴い,児童手当の記載を削除

母子健康手帳通知様式(任意記載様式)新旧対照

旧(21年度)	歯の健康診査、保健指導、予防措置 歯の状態記号:健全歯/ 喪失歯△ 処置歯○ 未処置歯C	移動物 を	E D C B A A B C D E かみ合わせ (異常なし・あり) その他 (年 月 日 診査施設名または歯科医師名	を登録を除す。 葉 か月	E D C B A A B C D E かみ合わせ (異常なし・あり) その他 (年 月 日 診査施設名または歯科医師名	E D C B A B C D E 描述(本集)予防処理(本集)	EDCBAABCDE MAGC (MAGC - 2007) その他(Mag CL - 2017)	年 月 日 診査施設名または歯科医師名
新 (22年度)	歯の健康診査、保健指導、予防処置 歯の状態記号:健全歯✓ 喪失歯△ 処置歯○ 未処置歯C	を	E D C B A A B C D E 歯肉・粘膜 (異常なし・あり) かみ合わせ (異常なし・あり) その合わせ (異常なし・あり) その他 (年 月 日 診査施設名または歯科医師名	総会略年齢 歳 か月	E D C B A A B C D E 歯肉・粘膜 (異常なし・あり) かみ合わせ (異常なし・あり) その合わせ (異常なし・あり) その他 (年 月 日 診査施設名または歯科医師名	移査時年齢 歳 か月	#)	年 月 日 診査施設名または歯科医師名

×+-	診査時年齢 、歳 か月 - 指蓮(右・無)	予防処置(有・無) 歯肉・粘膜	(異常なし・あり / 7上咬合 (異常なし・あり /)	幽の異常 (異様なし・あり) その他 ()	診査施設名または歯科医師名	歌画時年齢 概 か月 城 か月	記事では ※グランド を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	(美帯なし・あり (美帯なし・あり (美帯なし・あり)	西の実 宗 (具常なし・あり) その他()	診査施設名または歯科医師名
4	9			9		9			9	圏
<u> </u>	Ŋ	Ш	Ш	Ŋ	THE THE	נט	Ш	Е	D.	たに
-	4	Δ		4	H6	4	_ Δ	Δ	4	#6
	м м	O	O	n	影	က	O	O	ω.	認
	8	0	m	0	左	7	0	. 00	7	相
	1-	_ ∢	∢	_	縕	_	. ∢	⋖.	-	狐
	2	_ ∀	В	-	-		۷	۷	-	ш
	8	_ O	O	3		2	n O	B C	2	
	4			4	町	ε		٥	ω	町
	2	Ш	ш	12	#	2	Ш	Ш	4	卅
				-	1 1		ш	ш		
	ဖ			9		9			9	
	σ			, ,		9			ω .	
		予防処置(有・無)	編集なし・あり	î			A 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	##なし・899 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	ĵĵ	医師名
	診査時年齢 6 機 か月 保養枯養(右・無)	予防心 (有一無) 图内 化聚合物 化聚合物 化聚合物 化聚合物 化聚合物 化聚合物 化聚合物 化聚合物	(異常なし・あり) ・ 不正改合 (異常なし・あり) ・ (異常なし・あり))	歯の異能 6 (異常なし、あり) 6 その他 ())	幽科医師名	部 か月 (本・無)	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	(集版ない・8ヵ / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	画の集 席 6 (乗幣なし・あり) 6 その他 ()	數科医師名
14.87	診査時年齡 機 か月 保護指導(右・無)	所	(異常なし・あり) 不正咬合 (異常なし・あり)	歯の異常 (異常なし・あり) その他 ()	二寸幽科医師名	診査時年齡 歳 か月 母母指達(方・年)	大樓 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(異常なし・あり) / 不正咬合 / (異常なし・あり) / (異常なし・あり) / (異常なし・あり)		:
1 + 1×/	診査時年齢 6 機 か月 6 機を指導(由・無)			個の異常 6 (異常なし、あり) その他 (または歯科医師名	診査時年齡 6 歳 か月 毎番指達(方・年)			図の異常 6 (集体なし・あり つ) その他()	または歯科医師名
1	参加部件部	Ш	Ш		9名または歯科医師名	多金珠年齡 5 6 藏 か月 日曜報道(木) 年)	Ш	Ш	5 6 (異常なし、あり) その他()	没名または歯科医師名
41 \ C C T (X)	4 5 6 横 か月 金輪 (1) 日本 (1		Ш	4 5 6 (単体なし、あり) その他() ・	施設名または歯科医師名		D	D E	4 5 6 (乗称し、あり こ) その他()	施設名または歯科医師名
1	3 4 5 6 標 4 7 6 6 6 6 7 7 7 7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	О О	О П	3 4 5 6 (農林なし、あり) その他()	 	3 4 5 6 機能存储 分月 6 6 機 分月 6 6 機 分月	CDE	CDE	3 4 5 6 (異常し、あり こう) その他(つ)	珍査施設名または歯科医師名
1	2 3 4 5 6 横 4 4 6 横 4 4 6 横	B C	B C D	2 3 4 5 6 (乗終なし、あり)・	診査施設名または歯科医師名	2 3 4 5 6 離 か月 6 日本計画 2 3 4 5 6 種 が 7 日 6 日本計画 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7 日 7	B C D E	B C D E	2 3 4 5 6 (票券なし・あり こ) その他(つ)	診査施設名または歯科医師名
1	1 2 3 4 5 6 被告诉单的	A B C	A B C	123456運動の職業	日 診査施設名または歯科医師名	123456 献 小月	A B C D E	A B C D E	1 2 3 4 5 6 (集体なし・あり) その他()	日 診査施設名または歯科医師名
1	1 2 3 4 5 6 被替時年齡 4 5 6 被看時年齡 4 5 6 被看 4 5 6 被看 4 5 6 被看 4 5 6 被看 4 5 6 6 4 4 5 6 6 4 4 5 6 6 4 4 5 6 6 4 4 5 6 6 4 4 5 6 6 4 4 5 6 6 4 4 5 6 6 4 4 5 6 6 4 4 5 6 6 4 4 5 6 6 4 4 5 6 6 6 4 4 5 6 6 6 4 4 5 6 6 6 4 6 6 6 6	A B C D	A B C D E	1 1 2 3 4 5 6 (業をたし、あり、) そのも ()		1 1 2 3 4 5 6 献 か月 6 日本 1 2 3 4 5 6 献 か月	AABCDE	A B C D E	1 1 2 3 4 5 6 (集幣なし・あり) その他(
1	2 1 1 2 3 4 5 6 横 かり 保軽性 (4)	В В В В	B A B C D E	2 1 1 2 3 4 5 6 運の興業 2 1 1 2 3 4 5 6 (業券なし、あり) .	H H	2 1 1 2 3 4 5 6 機	BAABCDE	B A B C D E	2 1 1 2 3 4 5 6 (異常なし・あり その他 ()	E E
1	3 2 1 1 2 3 4 5 6 報 か月 6 4 4 4 4 5 6 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	C B A B C C	C B A B C D E	3 2 1 1 2 3 4 5 6 (編巻なし、あり) そのも()	ш	3 2 1 1 2 3 4 5 6 額 か月 6 6 4 6 4 6 6 4 6 6 4 6 6 6 6 6 6 6 6	C B A B C D E	C B A B C D E	3 2 1 1 2 3 4 5 6 (無常なし、あり その他(

	副作用また、	11 × ×	7	》集、						
旧(21年度)	◎薬の影響について 妊娠中の薬の服用については、事前にその必要性、効果、 などについて医師及び薬剤師から十分説明を受けましょう。ま 指示された用量・用法を守りましょう。	: 「妊娠と薬情報センター」において、妊娠中の薬の服用に関する情報提供が実施されていますので、主治医とご相談ください。	娠と薬情報センター http://www.ncchd.go.jp/kusuri/index.html	また、出産時に使用される医薬品についても、その必要性、効果、 副作用などについて医師から十分な説明を受けましょう。		こりやすい事故	事故の主な原因	周囲の不注意による _A 誤って上から物を落とす もの 女上の子が抱き上げてけがさ せたり、物を食べさせる	なベッドなどから落ちる なストープにさわる な誤飲で多いもの、たばこ 医薬品、化粧品、洗剤等 なコイン、豆などの誤飲	女扉、階段、ベッド 女アイロン、魔法瓶やポット
	ついて の服用については、 医師及び薬剤師から 量・用法を守りまし	と薬情報センター」 報提供が実施されて	妊娠と薬情報センター http://www.ncchd.go.jr	寺に使用される医薬 ついて医師から十分		月齢・年齢別で見る起こりやすい事故	起きやすい事故	周囲の不注意による もの	転落 やけど 誤飲・中毒 窒息	転落・転倒やけど
	◎薬の影響について 妊娠中の薬の服用 などについて医師及 指示された用量・用	※ 「妊娠 関する情 ださい。	・妊娠と http	また、出産B 副作用などに		H	月·年齡	新生児	1~6月	7~12月
	副作用また、	題の一般で		松黑、	p://ww から、			-		
(22年度)	○薬の影響について 妊娠中の薬の服用については、事前にその必要性、効果、 などについて医師及び薬剤師から十分説明を受けましょう。 指示された用量・用法を守りましょう。	「妊娠と薬情報センター」において、妊娠中の薬の服用に関する情報提供が実施されていますので、主治医とご相談ください。	娠と薬情報センター http://www.ncchd.go.jp/kusuri/index.html	また、出産時に使用される医薬品についても、その必要性、効果、 副作用などについて医師から十分な説明を受けましょう。	※ 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構のWebサイト(http://www.info.pmda.go.jp/psearch/html/menu_tenpu_base.html)から、個別の医薬品の添付文書を検索することができます。	こりやすい事故	事故の主な原因	周囲の不注意による な誤って上から物を落とす もの 女上の子が抱き上げてけがさ せたり、物を食べさせる	なベッドなどから落ちる ケストープにさわる 女課飲で多いもの、たばこ 医薬品、化粧品、洗剤等 ケコイン、豆などの誤飲	女扉、階段、ベッド 女アイロン、魔法瓶やポット
新 (2	ついて の服用については、 医師及び薬剤師から 量・用法を守りまし	と薬情報センター」 ଷ提供が実施されて	妊娠と薬情報センター http://www.ncchd.go.jr	幹に使用される医薬 ついて医師から十分	:人 医薬品医療機器 go_jp/psearch/htm D添付文書を検索す	月齢・年齢別で見る起こりやすい事故	起きやすい事故	周囲の不注意による もの	転落 やけど 誤飲・中毒 窒息	転落・転倒やけど
	◎薬の影響について 妊娠中の薬の服用 などについて医師及 指示された用量・用	※ 「妊娠。関する情報ださい。	・妊娠と} http:	また、出産B 副作用などに、	※ 独立行政法 W. info. pmda.g 個別の医薬品の	E	月·年齡	新生児	1~6月	7~12月
屈	23					69				

のお湯 な冷槽、洗濯機に落ちる (残し湯をしない) 女引出しの中の薬、化粧品、 コイン、豆など なお菓子などの食品がのどにつ まる な座席から転落。(チャイル ドシートで防止)	★原因の範囲が広がる。あら ゆるものが原因になる 本お菓子などの食品がのどにつ まる ★階段、ベランダ(踏台にな るものを置かない) 本際い鍋に触れる、テーブル クロスを引いて湯をこぼす なお裾に落ちる、水あそび 本飛び出し事故 (手をつないで歩く)	 ○離 乳 お乳だけに頼っていた赤ちゃんに、なめらかにすりつぶした状態の食物を与えはじめ、次第に食物の固さと量、種類をふやして幼児食物を与えはじめるのは、ま、6か目頃が適当です。なお、離乳制制が削り見にとって、最適な栄養源は乳汁(母乳又なお、離乳制制が削り乳にとって、最適な栄養源は乳汁(母乳又は青門ミルク)であり、離乳の開始削に果汁を与えることについて栄養学的な意養は認められていません。
選次 誤談・中毒 摩息 車中のけが	~4歳 職 職 職 職 職 職 職 職 職	離 乳 お乳だけに頼っていた赤ちゃんに、など 食物を与えはじめ、次第に食物の固さと に近づけていくことを離乳といいます。 物を与えはじめるのは、5、6か月頃かなお、離乳開始前の乳児にとって、最適 育児用ミルク)であり、離乳の開始前に 栄養学的な意義は認められていません。
のお湯 な浴槽、洗濯機に落ちる (残し湯をしない) 女引出しの中の薬、化粧品、 コイン、豆など オイン、豆など まる 文を 大を 大を 大を 大を 大を 大を 大を 大を 大を 大	因の範囲が広がる。あら ものが原因になる 菓子などの食品がのどにつ 段、ベランダ(踏台にな のを置かない) い鍋に触れる、テーブル スを引いて湯をにぼす スを引いて湯をにぼす は「落ちる、水あそび び出し事故 イター、マッチなどによる び、子どもの手の層へとこ フィターなどをおかない)	りつぶした状態 をふやして幼児 にすりつぶした は知汁(母乳又 えることについ プーン等の使用 ・消失していく くので、離乳の
選次 本沿橋 震飲・中春 本引田 は は は は は は は は は は は は は	職鉄 (中書) な園	乳 乳だけに頼っていた赤ちゃんに、なめらかにす がを与えはじめ、次第に食物の固さと量、種類 近づけていくことを離乳といいます。なめらか を与えはじめるのは、5、6か月頃が適当です。 お、離乳開始前の乳児にとって、最適な栄養源 旧用ミルク)であり、離乳の開始前に果汁を与 養学的な恋養は認められていません。また、3 養学的な意は起められていません。また、3 適常性後5~7か月間にかけて哺乳反射が減弱 でスプーンが口に入ることも受け入れられてい
	雅	○ の食食 はては週間 離れ食に物な育業、程程的別数な情楽、程建的別な合成との別数過で以来がなる。 用学常文体

阿	頁 新 (22年度)		旧 (21年度)
22	73 注)食事の目安 ア 食品の種類と組合せ ラえる食品は、離乳の進行に応じて、食品の種類を増やしていく。与える食品は、離乳の選行に応じて、食品の種類を増やしていく。 (4) 離乳の開始では、アレルギーの心配の少ないおかゆ (米) から始める。 新しい食品を始める時には一さじずつ与え、乳児の様子をみながら量を増やしていく。 慣れてきたらでかがいも野菜、果物、さらに慣れたら豆腐や白身魚など、種類を増やしていく。 はちみつは乳児ボツリヌス症予防のため満1歳までは使わない。 (判除)	増やしていく。 いゆ(米)から た、乳児の様子 いもや野菜、果 いもや野菜、果 では使わない。	注)食事の目安 ア 食品の種類と組合せ 与える食品は、離乳の進行に応じて、食品の種類を増やしていく。 与える食品は、離乳の進行に応じて、食品の種類を増やしていく。 地める。新しい食品を始める時には一さじずつ与え、乳児の様子 をわながら量を増やしていく。慣れてきたらじゃがいもや野菜、果 物、さらに慣れたら豆腐や白身魚など、種類を増やしていく。 はちみつば乳ほポツリヌス症予防のため溝 1歳までは使かない。 果汁は、咀しゃく機能の発達の観点からも、通常生後5~7か月 頃にかけて哺乳反射が減弱・消失していく過程でスプーンが口に入 ることも受け入れられていくので、スプーン等の使用は離乳の開始 以降でよい。
75	75 幼児期の食生活の心がけ 1. 食事のリズム大切、規則的に 2. 何でも食べよう元気な子 3. うす味と和風料理に慣れさせよう 4. 与えよう、牛乳・乳製品を十分に 5. 家族そろって楽しい食事 6. 心がけよう、手づくりおやつ 7. 保育所、約子そろって習慣に 8. 外遊び、親子そろって習慣に 第上くは、市町村の栄養土などに相談してください。		4) 現期の食生活の心が(け 1. 食事のリズム大切.規則的に 2. 何でも食べよう元気な子 3. うす味と和風料理に慣れさせよう 4. 与えよう、牛乳・乳製品を十分に 5. 家族そろって楽しい食事 6. 心がけよう、手づくりおやつ 7. 保育所や幼稚園での食事にも関心を 8. 外遊び、親子そろって習慣に

固		新 (22	(22年度)	¥			旧(21年度)		
85		産科医療補償制度 産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産し、万一、赤ち やんが分娩に関連して重度脳性まひとなった場合に、看護・小護の ための補償金が支払われるとともに、脳性まひ発症の原因分析が行 われます。この制度に加入している分娩機関の一覧は、(財)日本医 療機能評価機構のホームページに掲載されています。 なお、補償の対象者については、出生体重や在胎遇数、障害の程 度などによる基準があります。	る分娩機! ひとなっ1.	関で出産し、万一、赤ちた場合に、看護・分譲のまひ発症の原因分析が行類の一覧は、(財)日本医りにいます。 ています。 車や在胎週数、障害の程	産科医療補償制度 産科医療補償制度 やんが分娩に開運し ための補償金が支払 一覧は、(財) 日本屋 ます。 なお、補償の対象 度などによる基準人	ほてわ療 者あ	加入している分娩機関で出産し、万 重度脳性まひとなった場合に、看護 れます。この制度に加入している分 機能評価機構のホームページに掲載 については、出生体重や在胎週数、 ります。	H産し、万一、赤ち Pに、看護・介護の っている分娩機関の -ジに掲載されてい 王胎週数、障害の程	ちののい 単
	· 産科医療 (財) 日本医 http://w 電話 03 受付時間	- 産科医療補償制度についてお問い合わせ (財) 日本医療機能評価機構 http://www.sanka-hp.jcdhc.or.jp 電話 03-5800-2231 受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝除く)	い合わせ jp エ・目・ギ	祝除く) 産科医療補償制度の シンボルマーク	· 產科医療 (財)日本医 (財)日本医 http://ww 電話 03-1 受付時間:	·産科医療補償制度についてお問い合わせ(財)日本医療機能評価機構http://www.sanka-hp.jcdhc.or.jp電話 03-5800-2231 受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝除く)	克	() 産科医療補償制度) バンボドスーク	
	ベメモン お産を 登録証效	メモン <u>お産を</u> した分娩機関の名称 <u>:</u> 登録証交付日:			<メモ> <u></u>	メモン 登録した分娩機関の名称: 登録証交付日:			
98	□	- 養育上の悩みやしつけなどに関する相談地域子育て支援センター、保育所、児童館、住・児童委員(※)、福祉事務所、児童相談所名 称	関する相談 所、児童館、 、児童相談所 連絡先	谈 館、主任児童委員(※)、 獎所	● 養育上(地域子育で 児童委員、 名 琳	の悩みやしつ! 支援センター 福祉事務所、		主任児童委員、民生	ш
	1	(盤中)	(3-			в)	(中層)		_
	※厚生労働大臣か どの相談、援助、 援を行っています	※厚生労働大臣から委嘱され、子育 どの相談、援助、福祉事務所を始め 優を行っています。	育ての不到 め関係機関	ら委嘱され、子育ての不安や妊娠中の心配ごとな 福祉事務所を始め関係機関との調整など必要な支 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. = "				

	さん。
(○短時間勤務制度 ・事業主は、一定の条件を満たす3歳未満の子を養育する男女 ・事業主に、一定の条件を満たす3歳未満の子を養育する男女 労働者について、短時間勤務制度(「16時間)を設けなけれ

(2)	を ・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、一定の条件を満た 10 す場合、事業主に請求することにより、深夜業(午後10時から午前 5時までの間の労働)が免除されます。 た・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	子が 市気・けがをした子の看護のために休暇をとることができます。 がで がで がを いけがをしたこと等を理由とした解雇その他の不利益な取 扱いは禁止されています。	以上の問い合わせ先 各都道府県労働局雇用均等室	③出産育児一時金・出産手当金など総・出産後には、出産育児一時金や出産手当金などが支給される(股制度があります。また、育児休業期間中には、社会保険料が免除される制度もあります。(健力を対します。(は、社会保険料が免費をおります。(は、社会保険料が免費をおります。(は、社会保険報酬をなどを表します。(は、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の
ばなりません。 ※事業主がこの制度を設けることは平成22年6月30日か ら義務化されます。 ○所定外労働の免除制度等 ・3歳未満の子を養育する男女労働者は、一定の条件を満たす ・3歳未満の子を養育する男女労働者は、一定の条件を満たす ・3歳未満の子を養育することにより所定外労働が免除されます。	育ななるのでは、 できる 単子 の できる 一番 でっこん のこん のっこん のっこん のっこん 単二	きでの子を養育する男女労働者は、1年につき 子が2人以上なら10日まで、病気・けがをし 5接種及び健康診断のために休暇を取ること? の禁止 双得したこと等を理由とした解雇その他の不ラ &止されています。	以上の問い合わせ先 労働局雇用均等室	90 ③出産育児一時金・出産手当金など ・出産に当たっては、出産育児一時金や出産手当金などが支給 される制度があります。また、育児休業期間中には、社会保険 料が免除される制度もあります。 問い合わせ先 勤務先、全国健康保険協会(協会けんぼ)、健 康保険組合など

	新 (22年度)	旧(21年度)
⑥・雇のを使得用がが問	児休業給付 児休業を取得したときは、一定の要件を満たした場合に、 保険から休業開始時賃金月額の40%(当分の間、給付率は5 となります。)相当額を育児休業給付金として支給される制 あります。	○育児休業給付・ ・育児休業を取得したときは、一定の要件を満たした場合に、 雇用保険から休業前賃金の40%(平成22年3月31日までに育児 休業を開始した場合は50%)相当額の育児休業給付が支給され る制度があります。 問い合わせ先 公共職業安定所(ハローワーク)
	(後)	◎児童手当制度 ・児童を養育する方には、児童手当が支給されます。(所得制限が あります。)児童手当は、原則として申請した日の翌月分から支給 されますので出産後すみやかに申請してください。 問い合わせ先 市区町村の児童手当担当窓口ほか